

【別紙】脆弱性評価結果

(目次)

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生	3
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	6
1-3 大規模津波等による多数の死者の発生	7
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	8
1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が 高まる事態	8
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	9

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない 場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	10
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	11
2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	11
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	11
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	11
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	12
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	12

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 役所機能の機能不全	13
3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	13

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	14
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	14

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下	15
5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	15
5-3 食糧等の安定供給の停滞	15

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、 燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L Pガスサプライチェーンの機能の停止	16
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	16
6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止	16

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態.....	16
6-5 異常渇水等により用水の供給の途絶.....	17

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地等での複合災害の発生.....	18
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生.....	18
7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺.....	18
7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生.....	19
7-5 有害物質の大規模拡散・流出.....	19
7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大.....	19
7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響.....	19

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	20
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	20
8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	20
8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	21

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生

① 密集市街地等対策

- ・ 本市内の市街地には、有効幅員 3.5m未滿の市道等により街区が形成されている密集市街地等が見られるため、地震発生時における倒壊や火災等の連担などによる被害拡大を防ぐため、道路の狭隘区間の改良などにより防災空間の確保を図ることが必要である。

② 準防火地域等の指定促進

- ・ 本市の指定建べい率 60%以上の区域面積に占める防火・準防火地域指定面積の割合は約 9%と低く、都市の不燃化を促進するため準防火地域等の指定拡大を検討することが必要である。
- ・ また、小規模な建築物の不燃化を促進するための地区計画等による誘導方策の検討が必要である。

③ 消防用水の確保対策

- ・ 地震発生時に、火災による被害軽減に資するよう、大阪府や関係団体等と連携して消防用水等の拡充に向けた取組みが必要である。

④ 防災農地の登録の促進

- ・ 地震発生時に、減災空間や避難地などとしての防災上の役割が期待できる農地について、大阪府及び関係団体等と連携して「防災農地^(注)」の登録制度の活用などを検討することが必要である。

(注)防災農地：営農を通じて保全されている農地等で、災害時に防災空間として使用するもの。

⑤ 市有建築物の耐震化

- ・ 災害時に重要な機能を果たす建築物の割合が 96%、市有建築物全体の割合 93%となっており、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、引き続き耐震化に取り組むことが必要である。

⑥ 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進

- ・ 公営住宅等の内、今後、建替の検討が必要な戸数が占める割合が 40%(平成 27 年)であり、地震発生時に、入居者の生命、安全を確保し、住宅の被害を軽減するため、引き続き長寿命化対策に取り組むことが必要である。

⑦ 民間住宅・建築物の耐震化の促進

- ・ 各々の耐震化率は、住宅 83% (平成 27 年推計値)、多数の者が利用する建築物 91% (平成 28 年)、危険物の貯蔵等の用途に供する建築物 62% (平成 28 年)、緊急輸送路等を閉塞させるおそれのある建築物 89% (平成 28 年) であり、また、空き家も見られることから、木造住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震化、空き家の適正管理などについて相互に施策の連携を図り働きかけることが必要である。

⑧ 住宅・建築物の液状化対策の普及啓発

- ・ 地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府においては府域の液状化の可能性マップが公表され、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会には府民相談窓口が設置されており、大阪府及び関係団体等と連携を図りながら確実な普及啓発の方策を検討する必要がある。

⑨ 災害に強い良質なマンション整備の周知

- ・ 大阪府と連携を図り、建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能な住宅や仕組みを普及させるための各種支援制度などについて周知する必要がある。

⑩ 地域における防災・減災力の向上

- ・ 本市の自主防災組織率は90%（平成28年度）であり、加えて防災士登録者数37名（平成29年1月）、ジュニア防災検定受検（小学4年生）の実施など、地域における防災・減災力の向上に努めてきており、引き続き、災害時に、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるための取組みを実施することが必要である。

⑪ 消防団の機能強化

- ・ 泉佐野市消防団は、本団及び5分団、消防団員150名により組織しており、消防団車庫の耐震化率は100%であり、消防団の機能強化を図るため、機能別消防団員の確保や防災資機材の充実、自主防災組織との連携強化などに取組むことが必要である。

⑫ 「避難行動要支援者」支援の充実

- ・ 本市の地域の絆づくり登録者数は2,347人（平成28年度）であり、今後は、高齢化等の一層の進行なども懸念されることから、地域ぐるみでの支援体制の充実に取組むことが必要である。

⑬ 在住外国人への防災情報の提供

- ・ 本市では、ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）の作成及び公表（平成26年）を実施してきており、引き続き、大規模自然災害発生時に、在住外国人の安全を確保するため、災害時に必要とされる各種情報の充実に取組むことが必要である。

⑭ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発

- ・ 本市内の文化財に関する耐震基礎診断の実施状況は国指定100%、府指定0%、市指定0%であり、防災訓練の実施は1回/年であり、今後は国・大阪府との連携により、文化財所有者等に対して文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修、防災訓練の実施などを働きかける必要がある。

⑮ 鉄道施設の防災対策の促進

- ・ 本市では、事業者と連携し、広域緊急交通路の通行機能を確保するため、空港連絡鉄道線高架橋の耐震化を図る必要がある。

⑯ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備

- ・ 本市では、市職員について、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を進めてきており、引き続き、被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、各判定士の養成や判定体制の充実に取組む必要がある。

⑰ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上

- ・ 市内に位置する消防署等については、泉州南消防組合と連携し、老朽化が懸念される市場消防署の移設や常備消防力の向上にむけた消防設備の充実に取組むことが必要である。

⑱ **大規模盛土造成地マップの周知**

- ・ 本市では、台風や大雨など災害発生の恐れがある場合に備え宅地防災パトロールを実施しており、今後は、災害の事前防止や被害の軽減につながるよう大規模盛土造成地に関する情報提供に取り組むことが必要である。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

① 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

② 市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進（評価結果は 1-1⑥ に記載）

③ 学校、保育所等の耐震化

- ・ 市立の小中学校、幼稚園、・保育所及び私立の幼稚園は耐震化率が 100%であるが、私立の保育所・認定こども園の耐震化率が 79%であるため、児童等の安全確保と建物被害を軽減するため耐震化を促進する必要がある。

④ 医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化

- ・ 市内の病院の耐震化率は 73%、社会福祉施設等は 81%であり、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、耐震化を促進する必要がある。

⑤ 民間住宅・建築物の耐震化の促進（評価結果は 1-1⑦ に記載）

⑥ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）

⑦ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（評価結果は 1-1⑯ に記載）

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

① 防潮堤の津波浸水対策

- ・本市には、南海トラフ地震発生に伴う液状化対策が必要な防潮堤が0.6kmあり、大阪府と連携し防潮堤の液状化対策や佐野川河口の津波浸水対策に取り組む必要がある。

② 水門等の点検、整備の推進

- ・本市では、防潮堤門扉の総合的な点検、整備を1回／年実施しているが、堤内地においては、防潮堤門扉（3-1 門扉）周辺に南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域が確認されるため、大阪府との連携によって災害発生予想時における開閉操作体制や点検、整備体制の充実が必要である。

③ 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・本市では、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（平成27年10月）や津波・河川氾濫に対する避難計画（平成28年7月）を作成するとともに、防災行政無線（同報系、移動系）の整備を行ってきており、今後とも住民に避難勧告等を的確に伝達できるようマニュアル等の適宜見直しや、防災行政無線の操作の習熟などに取り組む必要がある。

④ 津波ハザードマップの作成・活用

- ・本市では、津波ハザードマップ（平成26年2月）を作成し、避難訓練を実施してきているが、りんくう公園のマーブルビーチなどについては、大阪府や公園管理者に対して避難計画の策定などを促進する必要がある。

⑤ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進

- ・津波発生時に堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、各事業所において津波避難計画の作成及びそれを活用した避難訓練の実施を促進する必要がある。

泉佐野食品コンビナートには、小学校給食センター、中学校給食センターの2施設が位置していることから津波浸水対策を検討する必要がある。

⑥ 船舶の津波対策の促進

- ・大阪府と連携を図り、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを取りまとめたガイドライン等を周知するとともに、関係機関、民間事業者と連携した訓練への参画が必要である。

⑦ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

- ・本市は大阪府及び府内市町村と連携し、自主防災組織リーダー育成研修を実施しており、引き続き受講機会を確保する必要がある。

⑧ 津波防御施設の閉鎖体制

- ・本市では、津波防御施設（水門・陸閘等）の現場操作員の安全を確保するため、大阪府と連携した訓練を2回／年実施しており、今後は、これら訓練結果を踏まえて操作・退避ルールの検証を行う必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進

- ・本市の都市浸水対策の達成率は、15.3%（平成26年度末）であり、引き続き、下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、老朽化しているポンプ設備の改築、雨水ポンプ場（土木・建築・設備）の耐震化などを推進する必要がある。
- ・佐野川及び見出川、樫井川については、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策の実施が必要である。

② 豪雨時の市道アンダーパス部における注意喚起

市内の市道アンダーパス部には、水注意喚起対策の実施が必要な箇所が5箇所あり、引き続き注意喚起対策を実施する必要がある。

1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

① ため池の防災・減災対策の促進

- ・本市域には、ため池が80箇所（内42箇所は要水防ため池）あり、各土地改良区がその維持管理に当たっているが、耐震診断の完了は15箇所、ため池ハザードマップの作成済みは1箇所となっていることから、大阪府及び各土地改良区などと連携して必要な耐震対策の実施やハザードマップの作成を促進する必要がある。

② 下水道（雨水）施設の整備及び治水対策の促進（評価結果は1-4①に記載）

③ 住民との協働による土砂災害への備え

- ・本市では、土砂災害から人命を守るためハザードマップを作成しており、迅速かつ的確な避難活動に結びつくよう避難訓練の実施を促進する必要がある。
- ・土砂災害特別警戒区域内に位置する不適格建築物について、移転や補強等の実施を促進する必要がある。

④ 山地災害対策の促進

- ・局地的な集中豪雨による山地災害の発生による被害の拡大が懸念されているため、大阪府と連携し山地災害復旧対策に加え、予防的対策の実施が必要である。

⑤ 風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断・伝達

- ・本市では、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（平成27年10月）を作成するとともに、防災行政無線（同報系、移動系）の整備、早期避難行動の実施が望まれるな施設等への戸別受信機の設置を行ってきており、引き続きマニュアルの適宜見直しや、高齢者世帯への戸別受信機の設置などが必要である。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）
- ② 津波に関する的確な避難勧告等の判断・伝達（評価結果は 1-3③ に記載）
- ③ 堤外地の事業所等の津波避難対策の促進（評価結果は 1-3⑤ に記載）
- ④ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援（評価結果は 1-3⑦ に記載）
- ⑤ 学校における児童生徒の防災意識の向上
 - ・ 本市では、自然災害を想定した避難訓練を小中学校で実施しており、引き続き、児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう避難訓練を実施することが必要である。
- ⑥ 「逃げる」ための防災訓練等の実施
 - ・ 本市では、「市民防災の日」や大阪 880 万人訓練に加え、草の根防災訓練を実施してきており、引き続き、大阪府や防災関係機関等と連携した防災訓練を実施することが必要である。
- ⑦ 「避難行動要支援者」支援の充実（評価結果は 1-1⑫ に記載）
- ⑧ 医療施設・社会福祉施設の避難体制の確保
 - ・ 本市では、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設として社会福祉施設が 5 施設、学校が 1 施設、医療施設が 1 施設あり、災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を促進する必要がある。
- ⑨ 在住外国人への防災情報の提供（評価結果は 1-1⑬ に記載）
- ⑩ 外国人旅行者の安全確保
 - ・ 本市では、ハザードマップ等の多言語版（英語・中国語・韓国語）を作成（平成 26 年）しているが、市内には関西国際空港があり、その乗り継ぎ駅ともなるりんくうタウン駅、南海泉佐野駅、J R 日根野駅等が位置するため、大阪府や鉄道事業者などとも連携を図り、災害情報等の提供方策などについて検討する必要がある。
- ⑪ 豪雨時の市道アンダーパス部における注意喚起（評価結果は 1-4② に記載）

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保

- ・ 市が選定している地域緊急交通路の整備率は 81%であり、救命救助活動や支援物資の輸送が災害時にも円滑に実施できるよう、電柱倒壊による道路閉塞を防止するための無電柱化などの取組みとあわせて整備を推進することが必要である。

② 迅速な道路啓開の実施

- ・ 大規模地震が発生した場合は、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

③ 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え

- ・ 本市では、災害時の医療救護に関する協定（医師会、歯科医師会、薬剤師会）（平成 28 年 5 月）を締結しているが、引き続き医薬品等の早期確保につながるよう関係事業者等との協定締結を検討する必要がある。

④ 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の充実

本市では、指定避難所に備蓄倉庫を 10 箇所設けるとともに、食料等の確保・集配などに関する協定締結をすすめており、引き続き、備蓄品の充実や備蓄倉庫の整備、調達・確保体制の充実などに取り組むことが必要である。

⑤ 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

⑥ 水道の早期復旧及び飲料水の確保

- ・ 本市における配水池耐震化率は 93%、基幹管路耐震適合率は 71%、浄水施設耐震化率は 20%であり、大阪広域水道企業団とも連携を図り、引き続き、水道施設・管路の更新・耐震化や早期復旧に向けた体制の充実等を計画的に実施する必要がある。
- ・ 地震発生後の水道断水地域において飲用水が迅速に確保できるよう、整備充実に取り組む必要がある。

⑦ 生活用水などの確保

- ・ 地震発生時に、生活用水の確保を図るため指定避難所となっている各学校の学校プールの貯水の活用を検討することが必要である。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
- ② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）
- ③ 土砂災害等に備えた避難場所、避難所等の確保
 - ・ 本市の約 4 割は急峻な地形を有する和泉山地が占めており、土砂災害等によって居住地区が孤立するおそれがる大木地区などについては、防災拠点施設等の整備を検討する必要がある。

2-3 警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ① 消防団の機能強化（評価結果は 1-1⑩ に記載）
- ② 自衛隊等の広域支援部隊との連携強化による受援力の向上
 - ・ 本市では、応援部隊受入れ、活動拠点として末広公園、市総合文化センターを指定するとともに、防災関係機関 O B 職員を採用するなど、受援力の向上に努めているが、今後は関係機関との連携によって諸施設の耐災化や防災ヘリコプター等の適正誘導に資するヘリサインの整備などを検討する必要がある。
- ③ 消防署の耐災化と常備消防力（消火、救急、救命等）の向上（評価結果は 1-1⑰ に記載）

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）
- ② 災害拠点病院等における燃料確保の促進
 - ・ 本市では、災害拠点病院（地域災害拠点病院）及び市町村災害医療センターとして「りんくう総合医療センター」が選定され、災害医療協力病院として「医療法人亀廣記念医学会関西サナトリウム、佐野記念病院、りんくう総合医療センター」が選定されており、大阪府とも連携して病院 BCP（事業継続計画）の策定などを促進する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

- ① 帰宅困難者対策の充実
 - ・ 本市には、大規模災害時に帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧されるりんくうタウン駅や泉佐野駅、日根野駅などが位置していることから、事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインを周知するとともに、関係事業者における対策マニュアルの作成などを促進する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ① 医療施設・社会福祉施設の耐震化・耐災化（評価結果は 1-2④ に記載）
- ② 医薬品、医療用資器材の供給不足への備え（評価結果は 2-1③ に記載）
- ③ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市指定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）
- ④ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ① 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施
 - ・ 本市は、大阪府泉佐野保健所等とも連携を図り、感染症対策の充実に努めているが、引き続き、防疫活動体制及び関連資機材の充実に取り組む必要がある。
- ② 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進
 - ・ 大規模地震により管路が損壊され汚水の適切な処理が行えなくなると、都市の公衆衛生環境の悪化は基もとより、トイレ利用を控えることによる健康被害の拡大、企業の操業停止期間の長期化なども懸念されるため、公共下水道（汚水）の整備済み区域の拡大や既設下水管等の耐震補強、更新を図る必要がある。
- ③ 生活ごみの適正処理
 - ・ 本市では、被災地域の衛生状態を維持するため、一般廃棄物（ごみ）処理に係る協定を締結しているが、広域的な災害に備えて他県自治体との協定締結などを検討する必要がある。
- ④ ご遺体の適切処置
 - ・ 本市では、周辺市町担当部局との連携により広域火葬体制を確保するとともに、葬祭関係団体との協定を締結（2 団体）しており、引き続き、遺体の処理、火葬等が適切に行えるよう、葬祭関係団体との連携を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 役所機能の機能不全

① 市役所等の耐災化の推進

- ・ 本市では、本庁舎は耐震化済で、災害時の代替施設である泉佐野市総合文化センターは新耐震基準の建築物であり、電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」（平成 28 年）を締結するなど、業務継続に取り組んできており、今後は、各施設の耐災化や災害時における執務環境の確保対策の実施、早期復旧に向けた民間事業者との協定締結などを検討する必要がある。

② 防災情報の収集・伝達

- ・ 本市では、防災行政無線（固定系）、（移動系）及び災害時優先電話、災对本部室電話回線といった多様な通信手段を確保してきており、今後は、各通信機器等の使用法などについて習熟を図る必要がある。

③ メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化

- ・ 本市では、放送局と「災害時等の緊急放送における協定」（平成 26 年）を締結しており、防災情報を迅速かつ的確に収集し市民に正確に伝えられるようメディアとの連携体制の充実強化を図る必要がある。

④ 業務継続計画及び復興計画の策定

- ・ 本市では、業務継続計画（平成 28 年）を策定しているが、被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するための復興計画については未作成であるため、今後、策定に向けた検討が必要である。

⑤ 災害時の職員初動対策の向上

- ・ 本市では、災害対応マニュアル（平成 28 年）を作成し、各部局による訓練等を実施しているが、引き続き、訓練を実施し、災害対応マニュアルの充実を図る必要がある。

3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 市有建築物の耐震化（評価結果は 1-1⑤ に記載）

② 災害時の職員初動対策の向上（評価結果は 3-1⑤ に記載）

③ 特定大規模災害からの復旧事業に係る大阪府の代行

- ・ 本市は、大阪府と特定大規模災害における市の復旧事業に係る大阪府の代行手続きについて協議を図る必要がある。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ① 防災情報の収集・伝達（評価結果は 3-1② に記載）

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ① メディアとの連携強化などによる伝達手段の多重化・多様化（評価結果は 3-1③ に記載）

5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下

① 市内企業における事業継続計画(BCP)等の作成

- ・ 大阪府と連携し、地域経済団体や中小企業組合等に対して、BCP/BCM 策定支援セミナーの開催等の周知・啓発を促進する必要がある。

② 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は2-1①に記載）

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策

- ・ 本市においては、海上流出油防除協力協定（昭和 60 年）を締結しているところであるが、石油コンビナートとして関西国際空港地区が位置づけられており「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者において各種対策の実施を促進する必要がある。

5-3 食糧等の安定供給の停滞

① 被災農地等の早期復旧支援

- ・ 農地や水路、ため池、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、早期復旧に向けた体制について再点検が必要である。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止

① ライフラインの確保

- ・ 本市では、電気関係団体と「災害時における電気設備の応急復旧時等の応援に関する協定」（平成 28 年）を締結しているが、災害時における電力確保の多元化や早期復旧にむけた民間事業者等との連携強化などを検討する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）

② 生活用水などの確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）

6-3 汚水処理等の長期間にわたる機能停止

① 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）

② し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

- ・ 本市では、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定（平成 25 年）及び災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定を締結しているが、市域におけるし尿等が適正に処理できるよう関係市町及び関係団体等との連携体制の充実を図る必要がある。

③ 生活ごみの適正処理（評価結果は 2-7③ に記載）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

② 鉄道施設の防災対策の促進（評価結果は 1-1⑮ に記載）

③ 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

④ 道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施

- ・ 本市では、橋梁長寿命化修繕計画(平成 26 年 4 月)を策定し計画的な修繕等を実施するとともに、「まちレポ泉佐野おせちヨ〜」（平成 27 年）の運用による道路等危険箇所の把握などにより適正管理を進めてきており、緊急輸送道路や避難路としての機能が確保されるよう計画的な整備に取り組む必要がある。

6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶

- ① 水道の早期復旧及び飲料水の確保（評価結果は 2-1⑥ に記載）
- ② 生活用水などの確保（評価結果は 2-1⑦ に記載）

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地等での複合災害の発生

① 密集市街地等対策（評価結果は 1-1① に記載）

② 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（評価結果は 1-1⑭ に記載）

③ 広域避難地等の確保

- 本市では、末広公園（8.9ha）を広域避難場所として指定し、指定緊急避難場所は41箇所（末広公園含む）（平成28年度）を指定しているが、今後は各々の役割に応じた防災・減災機能の充実や指定緊急避難場所の適正配置などを検討する必要がある。

④ 原子力事業所（原子力災害対策特別措置法第2条第4号事業所）の保安対策

- 本市域に影響を及ぼすおそれのある原子力事業所は、京都大学原子炉実験所、原子燃料工業株式会社熊取事業所があり、本市では、地域防災計画（原子力災害対策）（平成28年7月）を作成し、市職員等によるモニタリング訓練（原則1回/年）、泉佐野市原子力問題対策協議の開催（原則1回/年）をしているが、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、原子力災害対策を実施する必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）

② 防潮堤の津波浸水対策（評価結果は 1-3① に記載）

③ 水門等の点検、整備の推進（評価結果は 1-3② に記載）

④ 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

7-3 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 広域緊急交通路（府指定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保（評価結果は 2-1① に記載）

② 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

7-4 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ① ため池の防災・減災対策の促進（評価結果は 1-5① に記載）
- ② 下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進（評価結果は 2-7② に記載）

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 石油コンビナート（関西国際空港地区）等防災対策（評価結果は 5-2① に記載）
- ② 有害物質（石綿）の拡散防止対策
 - ・ 本市は、大阪府による有害物質対策と連携協力し拡散防止を促進する必要がある。

7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 山地災害対策の促進（評価結果は 1-5④ に記載）

7-7 風評被害による地域経済等への甚大な影響

- ① 正しい情報発信
 - ・ 災害発生後、正確な被害情報等を収集し、迅速に正しい情報を発信することができるよう対策を講じる必要がある。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物の適正処理

- 本市では、災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、ごみ一時保管場所候補地を3箇所指定するとともに、災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しており、早急かつ適正な処理を図るため、災害廃棄物等の仮置場としての機能充実や最終処分までの処理ルート等を予め検討する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

② 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

8-3 避難生活環境等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 避難所の確保と運営体制の充実

- 本市では、指定避難所32箇所、仮設住宅候補地3箇所（平成27年度）を指定し、円滑な避難所の開設・運営をはかるため泉佐野市避難所運営マニュアル（平成27年10月）を策定し、各種訓練を2回／年実施しており、今後は、指定避難所や仮設住宅候補地の評価を実施し、必要な避難所等の追加指定や避難所受入れ体制の充実を図る必要がある。

② 福祉避難所の確保

- 本市では、福祉避難所を2箇所指定しており、今後は、民間社会福祉事業者との連携強化などにより受入れ体制の整備を行う必要がある。

③ 被災者の心のケア対策体制の充実

- 本市では、泉佐野保健所や関係機関と連携を図り、心のケアを行える体制の充実に取り組むことが必要である。

④ 被災者の巡回健康相談等体制の充実

- 本市では、市の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加を行っており、引き続き、大阪府と連携し健康相談等体制の充実に取り組む必要がある。

⑤ 災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の受入れ体制の充実

- 本市では、地震発生後に、被災した市民の福祉ニーズに対応できるよう、「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携によって受け入れ調整等を行うための体制整備が必要である。

⑥ 災害ボランティアの充実

- 本市におけるボランティア登録者数は28人（平成28年度）となっており、大阪府の「災害時におけるボランティア

活動支援制度」の周知や登録者へのスキルアップ支援などが必要である。

⑦ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備

- ・ 本市では、応急仮設住宅候補地を3箇所指定しており、必要な機能の向上に取り組むとともに、早期供給に資するよう「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等について検討が必要である。

⑧ 被災農地等の早期復旧支援（評価結果は 5-3① に記載）

⑨ 被災者の生活再建のための支援体制の充実

- ・ 本市では、被災者生活再建支援制度などに関する各種説明会に参加するとともに、大阪労働局・ハローワーク等関係機関と連携しながら、求職者と企業のマッチングに取り組んでおり、引き続き、大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

⑩ 地域の中小企業者等の事業再開のための支援体制の充実

- ・ 本市では、国の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度の周知を行っており、引き続き大阪府や関係機関との連携・協力体制を確保しておく必要がある。

⑪ 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）

⑫ 中・高層建築物における災害リスクの周知

- ・ 本市には、中高層建築物も見られることから、これら固有の災害リスクについて周知し、自主的な防災・減災の取り組みを促進する必要がある。

8-4 鉄道、道路、港湾等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な道路啓開の実施（評価結果は 2-1② に記載）

② 業務継続計画及び復興計画の策定（評価結果は 3-1④ に記載）